

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和7年8月8日

山形市監査委員 山 川 稔 彦

同 伊 藤 明 彦

同 鈴 木 進

行 第 1 3 号
令和7年7月22日

山 形 市 監 査 委 員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査
令和6年度包括外部監査「子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について」
- 2 通知内容
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書

令和6年度包括外部監査 「子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について」

別紙

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
100	意見	(受入定員の変更について) 慢性的に1歳児の受け入れを定員超過として行っている施設については、本事業による上乗せ分の補助金交付ではなく、受入定員の変更で対応していくことも検討されたい。	こども未来部	こども未来課 保育育成課	市内の保育需要に対して、教育・保育施設の合計の保育の供給量が上回っている現状においては、各施設において全年齢合計の定員数を増加させることは現実的ではない。 そのため、慢性的に1歳児の受け入れを定員超過して行っている施設については、全年齢合計の定員数を増やさない形で年齢ごとの定員数を調整することについて検討していくとともに、補助金のあり方についても検討していく。
101	意見	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	こども未来部	保育育成課	実績報告の審査を行うにあたり、令和7年度中に運用マニュアルを策定し、必要書類の明記や判断基準の明確化を行い審査記録を保管する。
102	意見	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。	こども未来部	保育育成課	書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査を行うため、令和7年度中に書類等審査チェックシートを作成する。
105	意見	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について補助申請時の図面や実績報告時の写真等によって確認を行う等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	こども未来部	こども未来課	証憑書類等を確認するとともに、令和7年度実施分より審査結果等を文書として保管する。
105	意見	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。	こども未来部	こども未来課	令和7年度実施分より、審査要領や書類等審査チェックシートを作成し、検査を実施する。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
111	意見	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	こども未来部	保育育成課	実績報告の審査を行うにあたり、令和7年度中に運用マニュアルを策定し、必要書類の明記や判断基準の明確化を行い審査記録を保管する。
111	意見	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。	こども未来部	保育育成課	書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査を行うため、令和7年度中に書類等審査チェックシートを作成する。
112	意見	(勤務時間の管理について) 雇上げ保健師に対し、出勤時間等を記録した出勤記録簿を作成していない。雇上げ保健師に対する報償費は、母子保健事業で定めている謝金単価に、従事時間を乗じて算定しているため、従事時間の客観性の担保が重要となることから、出勤記録簿を作成し、従事時間が正確に把握できる体制を講じるべきである。	健康医療部	母子保健課	令和6年11月より出勤記録簿を作成し、従事時間の記載と実態に相違がないことを確認した上で、押印又は署名をもらうよう改めた。
116	指摘事項	(備品の報告について①) 指定管理者は、仕様書に基づき、毎年度の管理業務の完了後、事業報告書を作成し、市に事業結果を報告しているが、当事業結果の報告の際、年度末の備品の状況について報告が行われていない。指定管理者が購入する備品に関しては、市の財産となることから、市は備品の状況を適切に把握、管理すべきである。	こども未来部	こども家庭センター	指定管理者へ令和6年度末の備品の状況について報告を行うよう指示し、台帳と現物を照合し、適切に管理している旨報告を受け、備品の状況を把握した。
116	意見	(備品の報告について②) 市が指定する事業報告書のひな型に、備品台帳等および現品の状況を報告する文面が存在しないことから、事業報告書のひな型に、その文面を追加することが望ましい。	総務部	行政経営課	指定管理施設所管課あてに、再度仕様書を確認し、指定管理者からの年度末の備品の状況報告について遺漏なく対応するよう令和7年3月に通知した。また、令和7年度末の報告に向けて、基本協定書や仕様書の基本フォーマットに年度末の備品の状況報告に関する事項を追加するなど対応する。
120	意見	(被服の着用期間について) 交通指導員による交通指導業務は、主に屋外での活動であるが、交通指導員の体調等を考慮するためにも、特に着用期間を決めずに個々の交通指導員の判断によることを明記するのが望ましい。	市民生活部	市民課	山形市交通指導員施行規則に定めている制服の着用期間については、着用期間の指定を削除する方向で対応する。 なお、これまでも制服の着用期間については、着用期間を定めているものの、気温、天候、指導員の体調等に合わせて、制服を着用するよう指導している。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
124	意見	(地域学校協働活動推進員の設置について) 学校運営協議会については、令和5年度末の時点で全小中学校(51校)に設置済みである。一方、地域学校協働活動推進員は37校の設置にとどまっている。市が適任者を推薦する等、地域学校協働活動推進員の設置も100%となるよう努力されたい。	教育委員会	社会教育青少年課	令和6年度に地域学校協働活動推進員の全校配置に向けて2回の研修会及び未配置校との情報交換、未配置校への出前講座を実施した。また、本課広報誌「社教ニュースときたまご」により、広く市民に対して情報提供を行った。学校運営協議会で情報収集を行うなど、地域住民との情報交換を実施できるよう検討していく。 令和7年4月1日現在、40校の配置となっている。
133	意見	(補助額の単価について) 送迎に関する補助額の単価は、山形県の最低賃金を参考に決定しているが、令和3年度に単価を800円に改定して以降、単価の改定が行われていない。送迎事業者に対して、最低賃金以上の適正な報酬額の支払いを実現させるためにも、最低賃金の改定の都度、単価を見直すことが望ましい。	福祉推進部	障がい福祉課	令和7年度から補助額の単価を山形県の最低賃金相当額に引き上げた。なお、今後は最低賃金の改定及び送迎事業者の状況を踏まえ、引き続き単価の見直しの検討を行っていく。
139	意見	(事業の見直しについて) 当事業に関しては、令和2年度以降支給実績がなく、また、予算化も行われていない。事業内容自体に需要がないことが想定されるため、想定利用者がより利用しやすい事業内容に変更することを検討するか、他の事業に資源を集中させる目的から事業自体の廃止を検討することが望ましい。	福祉推進部	障がい福祉課	本事業は、障がいのある生徒等の放課後等活動の支援(生徒等の活動の場の提供及び保護者の就労やレスパイトへの支援)を目的として創設された事業であるが、平成24年度の児童福祉法改正により放課後等デイサービスが創設され、本事業から放課後等デイサービスへ利用者の移行が進んでいる。 現在は、放課後等デイサービス事業所が充実していること、また、本事業の需要が見込めないことから、サービス提供事業者と協議を行い、令和7年度末の廃止に向けて検討している。
145	意見	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	こども未来部	保育育成課	実績報告の審査を行うにあたり、令和7年度中に運用マニュアルを策定し必要書類の明記や判断基準の明確化を行い審査記録を保管する。
145	意見	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。	こども未来部	保育育成課	書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査を行うため、令和7年度中に書類等審査チェックシートを作成する。
147	指摘事項	(要綱に基づく実績報告の一部記載漏れについて) 年度末における実績報告において、一部業務に関して事業報告書への記載が漏れていることが確認された。	こども未来部	保育育成課	令和6年度の実績報告書から記載するように指示し、関係機関との連絡調整の実施について確認した。
147	意見	(会報誌の配布方法の見直しについて) 会員向け会報誌が紙媒体で送付されているが、郵送料の値上げ等がある現状において、市民等への情報発信は電子化が進められていることから、会報誌についても電子化を引き続き検討していただきたい。	こども未来部	保育育成課	会報誌を郵送ではなく、メールで送信する方法について検討していく。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
161	指摘事項	(IDの操作権限について) 入力のための一般権限がなく、子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」のIDパスワードは共通であり、片方だけログイン可能になる仕様は存在しないことから、普通の業務に必要な範囲を超えた権限付与が行われている。	こども未来部	保育育成課	現システムにおいてセキュリティ基準を満たすためには改修費用を要することから、令和8年1月から稼働予定の次期標準準拠システムへの移行より対応することとする。(次期標準準拠システムにおいては、指摘事項を満たす仕様となっている。) 【現システムでの対応】 以下の運用を課内で定め、周知徹底を行った。 ・システム設定の変更、全データへのアクセス等の管理者権限操作を行う場合は使用者、使用日時、作業内容等の申請を個別システム管理者が決裁の上、記録簿に記載する。 ・個別システム管理者は定期的に各システムへのアクセスログを抽出し、業務を超えたアクセスがないことを確認する。
161	指摘事項	(管理者権限の管理について) 管理者権限が付されているIDについて、パスワードの「定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化」を行っていない。	こども未来部	保育育成課	現システムにおいてセキュリティ基準を満たすためには改修費用を要することから、令和8年1月から稼働予定の次期標準準拠システムへの移行より対応することとする。(次期標準準拠システムにおいては、指摘事項を満たす仕様となっている。) 【現システムでの対応】 ・令和7年4月の人事異動に併せ、職員のパスワードはすべて初期化及び複雑化したパスワードに変更した。
161	指摘事項	(パスワードについて①) 人事異動等に伴い、IDのパスワードの初期化を行い、新担当者に初期パスワードを通知し、初回ログイン時に初期パスワードを複雑化の要件を満たした新パスワードを設定するよう指示しているが、複雑化された新パスワードに変更されたかどうかの確認は行っていない。	こども未来部	保育育成課	現システムにおいてセキュリティ基準を満たすためには改修費用を要することから、令和8年1月から稼働予定の次期標準準拠システムへの移行より対応することとする。(次期標準準拠システムにおいては、指摘事項を満たす仕様となっている。) 【現システムでの対応】 ・令和7年4月の人事異動に併せ、IDが不要となった職員のIDは削除、他の職員のパスワードはすべて初期化及び複雑化したパスワードに変更し、更に他の職員が初期パスワードでログインできないことを確認した。
161	意見	(パスワードについて②) 令和7年度に移行予定の標準準拠システムでは、パスワードポリシーに準拠しないパスワードは、そもそも受け付けない仕様にする等、セキュリティ対策がより確実に実行されるような体制にすることを検討されたい。	こども未来部	保育育成課	令和8年1月から稼働予定の次期標準準拠システムについては、本市基幹システム内に構築されることにより、当該システムと同様のセキュリティ対策が実施されるため、本市セキュリティポリシーに準拠した体制になる。
162	指摘事項	(プログラム変更管理について①) ベンダーより保育育成課担当者へ電子メールにてバージョンアッププログラムを受信、実行することでバージョンアップが完了するが、バージョンアッププログラムの実行時に関係者間での実行操作承認行為等はなく、変更履歴の作成は行っていない。	こども未来部	保育育成課	令和7年度より、現システムにおいて修正プログラム等を実施する際は、個別システム管理者が決裁の上、変更履歴(エクセル)を作成するよう運用変更を行った上で、修正プログラムを実施した。 なお、令和8年1月から稼働予定の次期標準準拠システムでは、ベンダーにおいて実行処理を行うため、市の承認を得たうえでバージョンアップを行う手続きを組み入れ、市に完了報告してもらう。変更履歴はベンダーにて管理される。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
162	意見	(プログラム変更管理について②) 令和7年度に移行予定の標準準拠システムでは、関係者のアップデート承認操作が必要となる仕様にする等、セキュリティ対策がより確実に実行されるような体制にすることを検討されたい。	こども未来部	保育育成課	令和8年1月から稼働予定の次期標準準拠システムについては、本市基幹システム内に構築されることにより、当該システムと同様のセキュリティ対策が実施されるため、本市セキュリティポリシーに準拠した体制になる。
178	指摘事項	(山形市子ども・子育て会議への報告・協議について①) 山形市子ども・子育て会議において、「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の案について検討を行った第19回から、監査対象年度である令和5年度までに開催された第25回までの間、当該計画の事業の進捗・成果・課題の報告は行われていない。	こども未来部	こども未来課 こども家庭支援課	令和6年7月8日に開催した第26回子ども・子育て会議において、貧困計画に関する数値目標の数値や事業の進捗について報告を行った。令和7年3月に策定した「山形市こども計画」は、「山形市こどもの貧困対策に係る計画」を包括した計画となっており、今後もPDCAサイクルにより進捗管理を進めていく。
179	意見	(山形市子ども・子育て会議への報告・協議について②) 「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」、「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の事業は多岐にわたるため、進捗報告・施策の修正等が遅れないよう、体制を見直す等の対応を検討されたい。	こども未来部	こども未来課 こども家庭支援課	令和7年3月に策定された「山形市こども計画」は、こども政策を総合的に推進するため、「第三期子ども・子育て支援事業計画」や「山形市子どもの貧困対策に係る計画」、「子ども・若者計画」を包括した一つの計画となっている。こども政策に関する計画調整を中心に行うこども政策係を新設したことで、今後は、計画の進捗管理や報告を漏れなく行い、PDCAサイクルにより適切に進捗管理を進めながら、子ども・子育て会議への報告や計画期間中の見直しを行っていく。
180	指摘事項	(全庁横断的な連携体制について) 「山形市子どもの貧困対策に係る計画」では、こども未来部を主管とし、関係部課長会議により継続した共通理解を図り、庁内横断的な連携体制の下、施策推進を図ることになっているが、「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画に係る関係部課長会議」において、計画が策定された令和2年度から監査対象である令和5年度までの間、貧困は議題とはなっていない。	こども未来部	こども未来課 こども家庭支援課	令和6年度開催の子ども・子育て会議で貧困計画に関する数値目標の数値や事業の進捗について報告を行うため、令和6年6月11日の関係課長会議、20日開催の部長会議において貧困について議論を行った。令和7年3月に策定した「山形市こども計画」は、「山形市こどもの貧困対策に係る計画」を包括した計画となっており、部局横断的に庁内の関係部署が積極的に連携・協働しながら取組を進め、PDCAサイクルにより進捗管理を行い、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間中に必要な見直しを行うため、今後も貧困問題について議論を行っていく。
181	意見	(支援事業に係る数値目標について) 「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の数値目標のうち、高校進学率については、山形市全体の高校進学率を目標としているが、高校中退率の数値目標は山形県の高校中退率の平均値から乖離している。計画の見直し時には、数値目標の策定方針について、改めて検討されたい。	福祉推進部	生活支援課	「山形市子どもの貧困対策に係る計画」を包括し、令和7年3月に策定した「山形市こども計画」において、高校中退率の目標値を見直し、0%とした。
189	意見	(保育士に対するタイムリーな実態調査等の実施について) 社会環境の変化や価値観の変化により、ニーズは年々変化していくと考えられるが、保育士に対する実態調査は、令和2年度に実施されて以降行われていない。保育士のニーズにマッチした待遇改善には現場の声をタイムリーに汲み取り、政策に取り込んでいく必要がある。	こども未来部	こども未来課 保育育成課	令和3年度に保育士確保に関する調査を保育所等に対して行った。今後、保育士への実態調査を適時行い、必要な支援や改善を図るため他課と連携し状況の把握をしていく。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
189	意見	(保育士のニーズ調査結果の事業計画への反映について) 市の子ども・子育ての事業の基本となる「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定する際に、就学前児童の保護者、就学児童の保護者及び20歳代・30歳代の市民に対してニーズ調査を実施しているが、保育士に対してはニーズ調査は行われていない。 保育サービスを提供する側である保育士のニーズ調査も実施して、子ども・子育て事業がサービスの利用者と提供者の両面からより良い制度となるよう、計画策定の際には保育士のニーズ調査の結果も考慮されたい。	こども未来部	こども未来課 保育育成課	令和7年3月に策定した「山形市こども計画」では、保育所を対象にニーズ調査を行ったのみで、保育士を対象には行っていないため、次期こども計画策定時には、保育士へのニーズ調査も検討していく。
191	意見	(紙おむつのサブスクサービスの導入について) 紙おむつのサブスクリプションサービスの導入に向けた検討として「おむつのサブスクリプション」に関するアンケートを実施しているが、アンケート結果を検討した結果、保育士にとってかえって負担が増大するとの判断から、当該サービスの導入を見送っている。 園単位の一括導入が可能である場合は、保育士の負担軽減が可能であるから、引き続き定期的にサービス導入に向けたアンケートの実施を検討されたい。	こども未来部	保育育成課	おむつのサブスクサービスが保育者の負担軽減につながるのか、保育士の意見を聞くとともに、保護者にもアンケートを実施し意向の確認をすることについて検討する。
212	意見	(指導監査に係るこども未来課指導監査室の人員不足について) 令和5年度は令和5年6月から令和6年3月までの10か月間で監査を実施しているが、当該年度の実際の監査日程を確認したところ、1日に2か所の実地監査を行っている日が多く、非常にタイトなスケジュールとなっており十分な人員が確保されているとは言い難い。 監査に係る作業には現地での作業に加え、事前の準備や事後の報告書の作成、指導事項のフォローアップ等もあり、現状の人員体制では、子どもを危険にさらすような状況を的確に指摘し改善を促すような十分かつ効果的な監査がなされないおそれがある。早急に人員体制の充実を図るべきである。	総務部	行政経営課	これまでは部内応援という形で人員体制を補充して対応してきたが、令和7年度からは、正式に兼務発令をし、人員体制の充実を図った(①保育の視点での兼務2名、②委託料・給付費に係る視点での兼務7名の合計9名)。
219	意見	(第三者評価の利用推進について) 第三者評価は、行政監査とは異なる視点からの評価となり、評価結果は、利用者・家族の有用な情報資源となりうる。また、市の実施する監査を補完する側面もある。 第三者評価を受けた施設についての給付額の加算額を増額したり、第三者評価を受ける際の費用について補助金を設ける等、当該制度の利用推進を図られたい。	こども未来部	保育育成課	施設型給付費において、第三者機関による評価を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に対する「第三者評価受審加算」を国で定めており、当該加算について、対象施設へ周知を行っている。 加算額は国で定めているものであるため、必要に応じて国に対し加算額の増額を要望するとともに、他自治体における補助金等の状況について調査・研究していく。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
234	意見	(放課後児童クラブ利用者に対する市独自の補助の拡大について) 教育扶助や就学援助を受給している世帯や、一定の所得未満の兄弟姉妹で放課後児童クラブを同時に利用している世帯以外にも、経済的な理由で放課後児童クラブを利用できていない家庭は少なくないと考えられる。 令和5年度の留守家庭児童における放課後児童クラブの登録児童数の割合は約7割にとどまり、3割程度は、一人で留守番をしている場合が多いと想定される。放課後児童クラブは福祉分野であるとなると、市独自の補助がさらに拡大できないか検討されたい。	こども未来部	こども未来課	保育料軽減補助事業は、山形県放課後児童クラブ利用料軽減事業費補助を活用し実施しているが、令和3年度から県の所得制限(世帯の市町村民税所得割課税額の合計額が169,000円)に市独自に所得制限の対象を拡充(世帯の市町村民税所得割課税額の合計額が301,000円)し、実施している。市独自の所得制限対象のさらなる拡充についても、検討していく。 また、山形市重要要望事業として、内閣府こども家庭庁成育局及び山形県しあわせ子育て応援部子ども成育支援課に対し、「放課後児童クラブの保育料について、幼児教育・保育の無償化と同様に、国制度としての無償化」「県が実施する多子世帯に対する保育料軽減補助の所得制限の撤廃及び要件の拡充」について要望しており、今後も継続し要望していく。
234	意見	(放課後児童支援員等の確保・定着について) 放課後児童クラブの職員である場合または放課後児童クラブの職員で育児休暇から復帰する場合には、保育施設の入所判定時に加点があり、保育施設の利用がしやすいような措置をとっている。採用活動の際には、当該事実の周知を図られたい。	こども未来部	こども未来課	放課後児童クラブ支援員等の雇用については、各放課後児童クラブ運営委員会等が行っている。採用活動の際や放課後児童クラブ就職ガイダンス、市ホームページへの掲載等において、保育施設の入所判定時の加点措置について、各放課後児童クラブと連携し周知をしていく。
242	意見	(在宅育児の選択肢の提供①) 多様な保育需要が増加する中で、その需要に対する十分な保育施設の確保が課題となっている現状では、給付費の市負担分に相当する額を上限に、一定額を家庭に直接給付することで、在宅育児に誘導する施策も検討されたい。	こども未来部	こども未来課 保育育成課	子どもが小さいうちは自分で子育てしたいというニーズがあるものの、経済的な事情等により共働きとならざるを得ない家庭が一定数あると認識しているが、その上で現在市では、ご意見にある直接給付のような経済的負担の軽減よりも、在宅育児にも寄与する「こども誰でも通園制度」のような育児負担の軽減を重視したいことから、ご意見にあるような直接給付は当面行わないこととする。
242	意見	(在宅育児の選択肢の提供②) 施策の有効性を検証するためにも、ニーズ調査の項目に「直接給付を望むか」のような内容を加えることを検討されたい。	こども未来部	こども未来課 保育育成課	次期計画策定時には、ニーズ調査の項目に加えることも検討する。
246	指摘事項	(備品の現物の確認①) 山形市理科教育センターおよび山形学園にて、備品の現物実査を行った結果、備品シールの貼り付けが漏れている備品が存在した。備品は、原則として1年以上使用する市の財産である。そのため、紛失、盗難等を防ぐ目的や、老朽化した備品を適切な時期で更新する目的から、備品番号や取得日等の情報を記載した備品シールを貼り付けの上、すべての備品を備品台帳に適切に登録すべきである。	教育委員会	総合学習センター こども家庭センター	【山形市理科教育センター】 令和7年3月までに備品シールを改めて作成し、貼り付けが漏れていた備品に貼り付けた。 【山形学園】 テレビ3台については既に廃棄していたため、令和7年3月までに備品台帳からもテレビ3台を削除し、現状と備品台帳を一致させた。
246	意見	(備品の現物の確認②) 使用見込みがない備品に関しては、備品を整理整頓して適切に管理するための労力を削減する目的から、適切な時期に廃棄することが望まれる。	教育委員会	総合学習センター	備品の使用頻度を改めて見直し、使用見込みのない備品を確認して、適切に廃棄していく。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
246	意見	(備品の現物の確認③) 備品台帳には取得価格が0円と登録されている備品が複数含まれている。備品は一品の取得見積価格が5万円以上の物品と定義されており、また、寄付等によりを受けた備品の場合には、取得時の時価等を取得価格とすることが取り決められている。そのため、取得価格が0円(5万円未満)の備品については、取得価格を適正な金額に変更すべきである。	教育委員会	総合学習センター	令和7年3月に備品台帳における取得価格の訂正を行った。
248	指摘事項	(薬品の管理状況について) 薬品の日々の入出庫を記録している「薬品受払簿」には、薬品を出し入れした個数の記録はあるものの、薬品を出し入れした担当者名の記録や、在庫数を点検した担当者の記録がない。薬品の盗難、紛失及び漏洩を防止する観点、また仮に盗難等の事実が確認された際の管理責任の所在を明確にする観点から、「薬品受払簿」を紙に印刷の上、「受領印」欄及び「点検印」欄に適切に押印すべきである。	教育委員会	総合学習センター	薬品受払簿について、データで管理していたものを令和7年6月から印刷し、点検印を押すよう改めた。